

産業廃棄物処理計画書		令和 7 年 6 月 30 日
新潟県知事 殿	提出者 住所 〒946-0035 新潟県魚沼市十日町字八色原1687-7 氏名 テーブルマーク株式会社 魚沼水の郷工場 工場長 六車 宜弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 025-792-1113	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	テーブルマーク株式会社 魚沼水の郷工場	
事業場の所在地	〒946-0035 新潟県魚沼市十日町字八色原1687-7	
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	09 食品製造業	
②事業の規模	製造品の出荷額 11,480百万円 (2024年工場単体)	
③従業員数	156人(2025年 4月 1日)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・動植物性残渣 原料 → 製造過程(麵屑・米屑) → 再生処理業者へ委託 → メタンガス・再資源化(堆肥) → 処理業者へ委託(焼却) → 最終処分(埋立)・廃プラスチック類 製造過程(包装フィルム屑) → 再生処理業者へ委託 → 燃料化(発電) → 処理業者へ委託(焼却) → 最終処分(埋立)・汚泥 排水処理 → 余剰汚泥 → 自社で中間処理(脱水汚泥) → 処理業者へ委託 → 再資源化(堆肥)	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度（6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑	
排出量	982.07 t	152.23 t	58,051.89 t	0.09 t	0.38 t	0.02 t	0.04 t	0.03 t	
産業廃棄物の種類									
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	
		(これまでに実施した取組)							
		製造工程改善による廃棄ロス削減。工程管理による不良品の発生抑制。排水処理場の改善（余剰汚泥発生抑制）							
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑	
排出量	972.25 t	150.71 t	57,471.37 t	0.09 t	0.38 t	0.02 t	0.04 t	0.03 t	
産業廃棄物の種類									
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	
		(今後実施する予定の計画)							
		上記に加え、目標に対する従業員の意識付け強化。脱水汚泥の含水率減少（82.0%以下）。							

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラは分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の分別精度を更に向上させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									
特になし。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	54,903.74 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量								
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	54,354.70 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量								
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									
特になし。									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
特になし。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									
特になし。									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	全処理委託量	982.07 t	152.23 t	3,148.15 t	0.09 t	0.38 t	0.02 t	0.04 t	0.03 t
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量	763.74 t	102.46 t	3,148.15 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
認定熱回収業者への処理委託料									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約の実施。 委託先への排出する廃棄物の性状を事前提示。 再処理事業者との委託契約を推奨。									

① 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ	汚泥	廃油	木くず	乾電池	蛍光灯	ガラス屑
	全処理委託量	972.25 t	150.71 t	3,116.67 t	0.09 t	0.38 t	0.02 t	0.04 t	0.03 t
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量	756.10 t	101.44 t	3,116.67 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(今後実施する予定の取組)								
	<p>可能な限り優良認定業者から委託先を選定する。 再利用可能な廃棄物については、再生利用業者への処理を委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>								
※事務処理欄									

第 2 面 管理体制図 について

○産業廃棄物に関する管理体制

統括責任	組織名：魚沼水の郷工場 役職：工場長
廃棄物担当	組織名：魚沼水の郷工場製工務部 組織人数：5人
役割	魚沼水の郷工場 産業廃棄物管理 組織
	統括責任者
	環境管理責任者

○廃棄物処理に関する検討
廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な
廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。

- ・ 統括管理責任者－工場長 ・ 環境管理責任者－工務部長
- ・ 環境管理者－工務部員
- ・ 内部監査チーム－主任監査員(1名) ・ 主任監査員(1名)
内部監査員(8チーム)
- ・ 事務局－工務部

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承諾
- ・ 委託契約の締結承認

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物発生状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、
- ・ 新しい再生利用業者の開拓及び交渉、調査、選定及び管理
- ・ 監督官庁への各種報告 ・ 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
- ・ 各部署の単年度計画と実施状況の指示、取りまとめ
- ・ 関連部署、従業員に対する教育・啓発
- ・ 工程管理による不良品の発生抑制
- ・ 品質保証上廃棄物となり得る製品の予防管理
- ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理

○廃棄物処理に関する管理体制

